

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年6月5日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鱒ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町	
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 ----- 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市	
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜罌ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)(ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)(ただし、白樺堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)(ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)(ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)	
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、銚田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、銚田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	インガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)	
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年6月5日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	クマの肉	千葉県内の利根川の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)

及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年6月5日現在

宮城県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：十和田市、藤上町 H24.10.30～：青森市 H25.10.1～：豊下町
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東津軽郡灯台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町惣堂岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
タケノコ		H24.8.31～：一関市、奥州市 H24.9.30～：盛岡高田市
原木シタケ(露地栽培)		H24.1.19～：奥州市、奥州市 H24.4.19～H27.4.10一部解除：奥州市、盛岡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20～H27.4.10一部解除：大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～：盛岡市、奥州市、平泉町 H24.4.28～H27.4.10一部解除：一関市、大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～：金ヶ崎町 H24.5.7～H27.4.10一部解除：盛岡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H28.10.7一部解除：花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10～H25.4.8解除：盛岡市
原木ナマコ(露地栽培)		H24.10.18～：大船渡市、盛岡市 H24.10.28～：盛岡高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11～：一関市、盛岡高田市、平泉町 H24.10.18～：盛岡市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.28～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 H25.10.8～：住田町
	コシアブラ	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.16～：盛岡市 H24.5.18～：住田町 H25.5.8～：北上市
	ゼリ(野生のものに限る。)	H25.5.16～：遠野市 H25.5.19～：一関市
	ゼンマイ	H24.5.30～：一関市、奥州市 H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町
	ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.18～：奥州市、盛岡高田市 H24.5.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H24.5.7～：盛岡市
穀類	大豆	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(旧藤沢水村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
穀類	ソバ	H24.11.13～H24.11.13解除：盛岡市(旧浪井村の区域に限る。)、一関市(旧大町町の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～H24.11.13解除：奥州市(旧衣川村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H25.11.13解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～：磐井川(支流を含む。)、及び砂川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.11～H27.3.13解除：岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)、石根ダムの上流、石瀧ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田浦ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12～H26.7.31解除：気仙川(支流を含む。) H24.5.11～H26.8.25解除：大川(支流を含む。)
肉	牛肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	クマの肉	H24.9.10～：全県
	シカの肉	H24.7.28～：全県
	ヤマドリ肉	H24.10.22～：全県
宮城県		出荷制限
タケノコ		H24.5.1～H27.4.24解除：白石市 H24.5.1～：丸森町(下野の区域を除く。) H24.5.1～H26.4.17解除：丸森町(旧新野村の区域に限る。) H24.5.1～H27.4.24解除：丸森町(旧丸森町及び旧小栗村の区域に限る。) H24.8.28～：栗原市 H24.1.18～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.18～：鹿王町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市
原木シタケ(露地栽培)		H24.4.20～H27.4.10一部解除：大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～：宮城県 H24.4.25～H28.8.28一部解除：登米市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27～：名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、宮野町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ瀬町 H24.5.19～：大崎市 H24.4.27～H27.4.10一部解除：仙台市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H27.2.18一部解除：大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：栗原市、大崎市 H24.8.24～：鎌倉市 H24.4.27～：大崎市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)	H24.5.2～H27.3.25解除：加美町 H24.5.8～：気仙沼市 H24.5.7～：登米市、栗原市
	コシアブラ	H24.5.8～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ瀬町 H25.5.7～：大崎市
	ゼンマイ	H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市
	トラノオ(野生のものに限る。)	H24.4.28～：気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	大豆	H25.1.4～H25.3.15一部解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H25.1.19解除：栗原市(旧沢田村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
穀類	米(平成25年度)	H24.11.16～H24.11.16解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H26.2.25解除：大崎市(旧一里村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
水産物	クロダイ	H24.4.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線と宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	スズキ	H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.11.17解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)
	ヒラメ	H24.5.30～H25.4.11解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H25.6.30～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.11.17解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)
	ヒガングラ	H24.5.8～H26.12.18解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	アユ(養殖を除く。)	H25.6.27～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、及び七ヶ瀬ダムの上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。))のうち、白根堰りより上流の白石川(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、及び七ヶ瀬ダムの上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～：大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。))及び七ヶ瀬川の大倉ダムの上流(支流を含む。) H24.5.24～：三道川のうち瀬崎ダムの上流(支流を含む。))及び七ヶ瀬川(支流を含む。)、ただし、瀬川及びその支流並びに豊川4号堰の上流を除く。) H24.5.28～：江合川のうち鴨子ダムの上流(支流を含む。))及び二道川のうち竜巻ダムの上流(支流を含む。)) H24.6.22～：一道川のうち花山ダムの上流(支流を含む。))及び石巻川のうち豊野ダムの上流(支流を含む。)) H24.12.8～：広瀬川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、及び七ヶ瀬ダムの上流を除く。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛肉	H23.7.28～H23.8.19一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	インシシの肉	H24.5.22～：内田町、丸森町、山元町
	クマの肉	H24.8.28～：全県(上記地域を除く。)

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年6月5日現在

山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.8.10～：全産
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除：全産
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全産（下記の地域を除く。） H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市
	カキナ	H23.3.21～4.17解除：全産
	パセリ	H23.3.23～4.17解除：全産
	タケノコ	H24.4.8～H27.4.1解除：全産
		H24.4.19～H27.4.17解除：全産
	原木シタケ（露地栽培）	H24.4.19～：ひたちなか市、熊田市、真高村
		H24.4.28～：北茨城市、大洗町
	原木シタケ（施設栽培）	H23.10.14～：土浦市、行方市、熊田市、小美玉市
		H23.11.10～：茨城県、阿見町
	コンブアラ	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市（特定のものに限る。） H24.5.10～：常陸大宮市（野生のものに限る。）
水産物	イシゴレイ	H24.7.8～：最大高潮時海岸線上福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.6.28解除：北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域
	スズキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	H24.4.19～：最大高潮時海岸線上福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	H24.4.19～H25.6.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.4.19～H26.1.20解除：最大高潮時海岸線上福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17～H27.2.2解除：最大高潮時海岸線上福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コマカサベ	H24.5.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマス（養殖を除く。）	H24.4.17～：陽分産、北緯及び外縁線並びにこれらの範囲に属する河川並びに青龍河川
	ポンプカ（養殖を除く。）	H24.4.17～H27.3.9解除：陽分産、北緯及び外縁線並びにこれらの範囲に属する河川並びに青龍河川
	ウナギ	H24.5.7～H24.1.30：陽分産、北緯及び外縁線並びにこれらの範囲に属する河川、並びに青龍河川 H24.5.7～H24.1.30：茨城県内の野田川のうち城大橋の下流（支流を含む。） H24.5.12～：茨城県内の野田川のうち城大橋の下流（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.31一部解除：全産（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
その他		H23.6.2～H25.1.11解除：結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがら市、桜川市、神栖市、行方市、つばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
		H23.6.2～H24.10.10解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、埴町
		H23.6.2～H24.4.9解除：大子町
		H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市
		H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、常陸市、城里町
		H23.6.2～H24.6.5解除：熊田市
		H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市
		H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市
		H23.6.2～H24.9.12解除：日立市
		H23.6.2～H24.10.5解除：茨城県
		H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市
		H23.6.2～H25.4.3解除：中久市
		H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市
		H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市
	栃木県	
原乳		H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.27解除：全産
カキナ	H23.3.21～4.14解除：全産	
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.27解除：全産
	カキナ	H23.3.21～4.14解除：全産
	原木シタケ（露地栽培）	H24.2.18～：那須塩原市、矢板市
		H24.4.10～：さくら市、塩谷町、高根沢町、那須町
	原木シタケ（施設栽培）	H24.4.10～H24.7.9一部解除：芳賀町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.10～H27.8.5一部解除：宇都宮市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.11～：益子町
	原木シタケ（施設栽培）	H24.4.11～H27.2.20一部解除：日光市、大田原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.12～：足利市、鹿野市、真岡市、那須烏山市、上三川町、市貝町
		H24.4.12～H27.2.20一部解除：茂木町、那須川町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.18～：那木町（沼澤町を除く。）、壬生町
	原木シタケ（施設栽培）	H24.2.18～H24.10.24一部解除：那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.2.18～H24.10.23一部解除：矢板市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.10～：那須町 H24.4.10～H24.8.29一部解除：芳賀町 H24.4.19～H27.2.20一部解除：日光市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
原木クワタケ（露地栽培）	H23.11.7～：鹿沼市、矢板市	
	H23.11.8～：大田原市、那須塩原市	
原木ナメコ（露地栽培）	H23.11.14～：足利市、鹿野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
	H24.11.8～：宇都宮市 H24.11.8～：塩谷町 H24.11.8～：壬生町	
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.18～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.11.12～：那須川町 H24.11.18～：那須烏山市 H24.12.11～：大田原市
	タケノコ	H24.2.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.2.7～：鹿沼市 H24.2.9～：矢板市 H24.3.15～：那須町 H24.3.29～：大田原市 H24.10～：鹿沼市 H24.10.12～：那須烏山市 H24.7.18～：茂木町 H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.5.18～：矢板市
	クサソテツ（こみ）（野生のものに限る。）	H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市
	コンブアラ（野生のものに限る。）	H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町 H24.5.18～：さくら市 H24.5.25～：那須川町 H24.4.25～：高根沢町 H24.4.30～：市貝町
	サンショウ（野生のものに限る。）	H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.18～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市
	ゼンマイ（野生のものに限る。）	H24.5.7～：日光市、那須町 H24.5.7～：鹿沼市
	タラノ（野生のものに限る。）	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市貝町 H24.4.18～：宇都宮市 H24.4.18～：塩谷町 H24.4.18～：日光市 H24.5.1～：那須塩原市 H24.5.18～：さくら市
	フラビ（野生のものに限る。）	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H24.5.18～：宇都宮市、日光市 H24.5.25～：矢板市
	クリ	H24.5.14～：那須塩原市、那須町 H24.5.18～：大田原市

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

